

警視庁職員任用規程の一部改正について

標記の件について、警視総監から申請があったので、下記のとおり一部改正を承認する。

記

- 1 改正事項
 - (1) 警察官の社会人採用の導入
 - (2) 警察官再採用選考の見直し
- 2 改正内容
改正概要及び新旧対照表のとおり
- 3 施行期日
令和 8 年 4 月 1 日

警視庁職員任用規程の改正概要

【事項１】

○ 警察官の社会人採用の導入

社会人採用選考についての規定を新設

○ 改正理由

民間企業経験者が受験しやすい選考とすることで受験者数を増やし、人材の確保を図るため

【事項２】

○ 警察官再採用選考の見直し

警視庁を退職した警察官を再び採用するための要件を緩和

○ 改正理由

選考対象範囲を拡大し、再び警察官として活躍できる有為な人材を確保するため

主な改正内容は以下の通り。

項 目 該 当 条 文	内 容
採 用 の 方 法 第４条第１項 第４号（新設）	【事項１ 警察官の社会人採用】 選考による採用区分に社会人採用を追加 <u>(4) 民間等における有用な職歴を有する者を巡査の階級の警察官として採用するとき。</u>
特別採用者の要件 第６条第３項（削除） 第４項（新設）	【事項２ 警察官再採用選考の見直し】 再採用の要件として育児・介護等に限定していた退職事由を廃止 「採用する警察官が、結婚、出産、育児、介護その他の事由（国又は地方公共団体等への出向を除く。）により退職した者であるとき」 → <u>（削除）</u> ※第３項の削除に伴い、以降、項ずれが発生 【事項１ 警察官の社会人採用】 <u>社会人採用の選考基準・方法を別表１の４で整備</u>
第６条第２項に規定する者の採用選考基準及び選考方法 別表第１の２（第６条関係）	【事項２ 警察官再採用選考の見直し】 警視庁を退職した警察官を再び採用するための要件を緩和 （現行） 経歴等：警視庁の警察官として<u>５年</u>以上の勤務実績を有する者 ↓ （改正後） 経歴等：警視庁の警察官として<u>２年</u>以上の勤務実績を有する者

社会人採用選考の 基準及び選考方法 別表第1の4（第6 条関係）（新設）	【事項1 警察官の社会人採用】 社会人採用の選考基準・方法について、以下の通り規定。 （社会人採用の概要） ○選考基準 ・必要な職務経験年数 <table><tr><td>大学院修了</td><td>大学卒業</td><td>短期大学等卒業</td><td>高校等卒業</td><td>中学校等卒業</td></tr><tr><td>2年以上</td><td>2年以上</td><td>3年以上</td><td>5年以上</td><td>9年以上</td></tr></table> ・年齢：<u>24歳以上定年年齢未満</u>（本則65歳。附則で定年延長経過期間中の年齢を規定。） ○選考方法 ・一次選考：<u>書類選考、筆記考査（<u>適性検査（能力）</u>）</u>、適性検査（心理） ・二次選考：身体検査、面接考査	大学院修了	大学卒業	短期大学等卒業	高校等卒業	中学校等卒業	2年以上	2年以上	3年以上	5年以上	9年以上
大学院修了	大学卒業	短期大学等卒業	高校等卒業	中学校等卒業							
2年以上	2年以上	3年以上	5年以上	9年以上							
施 行 期 日 附則第1項	令和8年4月1日										
準 備 行 為 経過措置第3項	改正後の警視庁職員任用規程に基づく採用に関し必要な手続きその他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。										

監. 警. 人 1. 制 1 第 4 6 4 4 号

令 和 7 年 8 月 8 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

警視総監 迫 田 裕 治

(公 印 省 略)

警視庁職員任用規程の一部改正について（申請）
みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1 改正する規程

警視庁職員任用規程（昭和 6 1 年 3 月 2 7 日訓令甲第 3 号）

2 改正の理由

- (1) 警察官の採用方法において、社会人採用選考を導入し、民間企業経験者が受験しやすい選考とすることで受験者数を増やし、人材の確保を図るため、所要の改正を行う必要がある。
- (2) 警察官の再採用選考において、選考要件を見直すことにより受験者数の拡大を図るため、所要の改正を行う必要がある。

3 改正案文

別添のとおり

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

ただし、改正後の警視庁職員任用規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行為については、公布日から施行する。

警視庁職員任用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年8月 日

警視総監 迫 田 裕 治

警視庁職員任用規程の一部を改正する規程
警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）
の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(4) 民間等における有用な職歴を有する者を巡査の階級の警察官として採用するとき。

第6条第2項中「警察官は」を「警察官の採用選考基準及び選考方法は、別表第1の2のとおりとし」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 第4条第4号の規定により採用する警察官の採用選考（以下「社会人採用選考」という。）の基準及び方法は、別表第1の4のとおりとし、同表の規定による審査の結果、警察官として支障のない者でなければならない。

別表第1の2中「第6条第3項」を「第6条第2項」に、「5年」を「2年」に改める。

別表第1の3の次に次の1表を加える。

写真原稿（別表第1の4）

別表第6中「第6条第3項」を「第6条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和7年 月 日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和13年3月31日までの間におけるこの訓令による改正後の警視庁職員任用規程（以下「新任用規程」という。）別表第1の4の適用については、同表中「65歳」とあるのは、施行日から令和9年3月31日までの間においては「62歳」、同年4月1日から令和11年3月31日までの間においては「63歳」、同年4月1日から令和13年3月31日までの間においては「64歳」とする。
- 3 新任用規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1の4（第6条関係）

社会人採用選考の基準及び方法

採用 区分	国 籍	選 考 基 準		年 齢	身 体	選 考 方 法					採用 要件	
		学歴区分	必要な職務経験年数			一 次 選 考			二 次 選 考			
						書 類 選 考	筆 記 考 査	適 性 検 査 (心理検査)	身体検査	面接考査		
I 類	日本の国籍を有する者	大学院修了	博士課程	大学院の博士課程、 修士課程又は専門職 学位課程を修了後、2年 以上を有する者	24歳以上 65歳未満	別表第1の身体と同じ。	職務執行上有用な職歴等について 評定する。	適性検査（能力検査）	職務執行上必要な適性について 検査する。	視力、聴力、運動機能並びに検査上あるものの、診断等を行う。 色覚、聴覚、運動機能及び検査上あるものの、医師等が行う。	面接に主として評し、より客観的に評価する。	人物性向等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。
			修士課程									
			専門職学位課程									
		大学卒業	6年制	大学を卒業後、2年以上の有職歴を有する者								
			専攻科									
			4年制									
		短期大学等卒業	3年制	3年制の短期大学等を卒業後、3年以上の有職歴を有する者								
			2年制	2年制の短期大学等を卒業後、4年以上の有職歴を有する者								
		高校等卒業	専攻科	高校等の専攻科を卒業後、5年以上の有職歴を有する者								
			3年制	高校等を卒業後、6年以上の有職歴を有する者								
			2年制	専修学校等を卒業後、7年以上の有職歴を有する者								
		中学校卒業		中学校等を卒業後、9年以上の有職歴を有する者								
備 考	年齢は、二次選考を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。											

警視庁職員任用規程（昭和 61 年 3 月 27 日訓令甲第 3 号） 新旧対照表（案）

改正案	現行
目次 （現行のとおり）	目次 （略）
第 1 条から第 3 条まで （現行のとおり）	第 1 条から第 3 条まで （略）
第 4 条 警察官（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。以下この節において同じ。）は、Ⅰ類採用試験、Ⅱ類採用試験及びⅢ類採用試験の区分による競争試験（以下「試験」という。）により、巡査の階級において採用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考によるものとする。 (1)から(3)まで （現行のとおり） <u>(4) 民間等における有用な職歴を有する者を巡査の階級の警察官として採用するとき。</u>	第 4 条 警察官（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。以下この節において同じ。）は、Ⅰ類採用試験、Ⅱ類採用試験及びⅢ類採用試験の区分による競争試験（以下「試験」という。）により、巡査の階級において採用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考によるものとする。 (1)から(3)まで （略） （新設）
第 5 条 （現行のとおり）	第 5 条 （略）
第 6 条 第 4 条第 1 号の規定により採用する警察官は、次の各号に掲げる要件を満たした者でなければならない。	第 6 条 第 4 条第 1 号の規定により採用する警察官は、次の各号に掲げる要件を満たした者でなければならない。
1 （現行のとおり）	1 （略）

2 第4条第2号の規定により採用する<u>警察官の採用選考基準及び選考方法は、別表第1の2のとおりとし、次の各号に掲げる要件を満たした者でなければならない。</u> (1)から(3)まで (現行のとおり) (削除) 3 第4条第3号の規定により採用する警察官（以下「特別捜査官」という。）の採用選考基準及び選考方法は、別表第1の3のとおりとし、同表の規定による審査の結果、警察官として支障のない者でなければならない。 4 第4条第4号の規定により採用する警察官の採用選考（以下「社会人採用選考」という。）の基準及び方法は、別表第1の4のとおりとし、<u>同表の規定による審査の結果、警察官として支障のない者でなければならない。</u> 第6条の2から第43条まで (現行のとおり)	2 第4条第2号の規定により採用する<u>警察官は、次の各号に掲げる要件を満たした者でなければならない。</u> (1)から(3)まで (略) 3 前項の場合において、採用する警察官が、結婚、出産、育児、介護その他の事由（国又は地方公共団体等への出向を除く。）により退職した者であるときの採用選考基準及び選考方法は、<u>別表第1の2のとおりとする。</u> 4 第4条第3号の規定により採用する警察官（以下「特別捜査官」という。）の採用選考基準及び選考方法は、別表第1の3のとおりとし、同表の規定による審査の結果、警察官として支障のない者でなければならない。 (新設) 第6条の2から第43条まで (略)
--	---

別表第1 (現行のとおり)

別表第1の2 (第6条関係)

第6条第2項に規定する者の採用選考基準及び選考方法

区分	内容		
選考基準	国籍	(現行のとおり)	
	経歴等	警視庁の警察官として <u>2年</u> 以上の勤務実績を有する者	
	年齢	(現行のとおり)	
	身体	(現行のとおり)	
選考方法	一次選考	適性検査 (心理検査)	(現行のとおり)
		筆記検査	(現行のとおり)
	二次選考	適性検査 (心理検査)	(現行のとおり)
		身体検査	(現行のとおり)
		面接検査	(現行のとおり)
	備考	(現行のとおり)	

別表第1の3 (現行のとおり)

別表第1 (略)

別表第1の2 (第6条関係)

第6条第3項に規定する者の採用選考基準及び選考方法

区分	内容		
選考基準	国籍	(略)	
	経歴等	警視庁の警察官として <u>5年</u> 以上の勤務実績を有する者	
	年齢	(略)	
	身体	(略)	
選考方法	一次選考	適性検査 (心理検査)	(略)
		筆記検査	(略)
	二次選考	適性検査 (心理検査)	(略)
		身体検査	(略)
		面接検査	(略)
	備考	(略)	

別表第1の3 (略)

別表第 1 の 4 (第 6 条関係)

社会人採用選考の基準及び方法

採用 区分	選考基準				身体	選考方法				採用要件	
	国 籍	学 歴 区 分	必要な職務経験年数	年 齢		一次選考			二次選考		
						書類 選考	筆記 検査	適性検 査（心 理 検 査）	身体検 査 面接 検査		
I 類	日 本 の 国 籍 を 有 す る 者	大博士課程	大学院の博士課程、修士課程又は専門職学位課程を修了後、民間等における 2 年以上の有用な職歴を有する者	24 歳以上 65 歳未満	別表第 1 の身体と同じ。	職務執行上 有用な 職歴等 について 評定 する。	適性 検 査 （能 力検 査）	職務執行上 必要な 適性に ついて 検査す る。	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行上障害のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。	人物性向等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。	
大学院専門職学位課程											
大 6 年制		大学を卒業後、民間等における 2 年以上の有用な職歴を有する者	65 歳未満								
大学専攻科											
4 年制											
短期大学等卒業		3 年制	3 年制の短期大学等を卒業後、民間等における 3 年以上の有用な職歴を有する者								
		2 年制	2 年制の短期大学等を卒業後、民間等における 4 年以上の有用な職歴を有する者								
高校等卒業		専攻科	高校等の専攻科を卒業後、民間等における 5 年以上の有用な職歴を有する者								
		3 年制	高校等を卒業後、民間等における 6 年以上の有用な職歴を有する者								
	2 年制	専修学校等を卒業後、民間等における 7 年以上の有用な職歴を有する者									
	中学校等卒業	中学校等を卒業後、民間等における 9 年以上の有用な職歴を有する者									
備考	年齢は、二次選考を行う日の属する年度の 3 月 3 1 日における年齢を示す。										

(新設)

別表第 2 から別表第 5 まで （現行のとおり）

別表第 6 （第 13 条関係）

職務基準（Ⅰ）任用資格基準表

採用区分 \ 職級	1 級職	2 級職	3 級職	4 級職	5 級職	6 級職	7 級職	8 級職
I 類	0	3	1	4	3	3	3	2
II 類	0	4	2	4	3	3	3	2
III 類	0	5	3	4	3	3	3	2
備 考	1 及び 2 （現行のとおり） 3 第 6 条第 2 項に規定する者が、上位の職に任用されるために必要な在職年数は、当該採用時からの在職年数とする。							

別表第 7 から別表第 2 4 まで （現行のとおり）

別記様式第 1 から別記様式第 7 まで （現行のとおり）

附 則

（施行期日）

- この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、令和 7 年 月 日から施行する。（経過措置）
- 施行日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの訓令による改正後の警視庁職員任用規程（以下「新任用規程」という。）別表第 1 の 4 の適用については、同表中「6 5 歳」とあるのは、施行日から令

別表 2 から別表 5 まで （略）

別表第 6 （第 13 条関係）

職務基準（Ⅰ）任用資格基準表

採用区分 \ 職級	1 級職	2 級職	3 級職	4 級職	5 級職	6 級職	7 級職	8 級職
I 類	0	3	1	4	3	3	3	2
II 類	0	4	2	4	3	3	3	2
III 類	0	5	3	4	3	3	3	2
備 考	1 及び 2 （現行のとおり） 3 第 6 条第 3 項に規定する者が、上位の職に任用されるために必要な在職年数は、当該採用時からの在職年数とする。							

別表 7 から別表 2 4 まで （略）

別記様式第 1 から別記様式第 7 まで （略）

和 9 年 3 月 3 1 日までの間においては「6 2 歳」、同年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの間においては「6 3 歳」、同年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間においては「6 4 歳」とする。 3 新任用規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。	
---	--

昭和61年3月27日

訓令甲第3号

第2章 採用

第1節 警察官の採用

（採用の方法）

第4条 警察官（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を除く。以下この節において同じ。）は、Ⅰ類採用試験、Ⅱ類採用試験及びⅢ類採用試験の区分による競争試験（以下「試験」という。）により、巡査の階級において採用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考によるものとする。

- （1）現に警察庁の警察官又は道府県警察の警察官である者を、その者の経歴に相当した階級以下の警察官として採用するとき。
- （2）かつて、警視庁の警察官であつた者を、その者の経歴に相当した階級以下の警察官として採用するとき。
- （3）特定の分野における犯罪捜査に必要な専門的な知識及び能力を有する者を、その者の経歴等に相当した階級の警察官として採用するとき。

（特別採用者の要件）

第6条 第4条第1号の規定により採用する警察官は、次の各号に掲げる要件を満たした者でなければならない。

- （1）現に所属する所属長からの推薦があること。
- （2）総合勤務成績が優良であり、かつ、警視庁の警察官として十分職務を遂行し得る能力があると認められる者であること。
- （3）巡査として採用する者については、高校（学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校をいう。以下同じ。）卒業程度以上の学力を有し、かつ、別表第1の身体の項に定める要件を備えた者であること。

2 第4条第2号の規定により採用する警察官は、次の各号に掲げる要件を満たした者でなければならない。

- （1）懲戒免職その他非違によつて退職した者でないこと。
- （2）在職当時の勤務成績が優良であり、かつ、現に身体強健であること。
- （3）人物性等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。

3 前項の場合において、採用する警察官が、結婚、出産、育児、介護その他の事由（国又は地方公共団体等への出向を除く。）により退職した者であるときの採用選考基準及び選考方法は、別表第1の2のとおりとする。

4 第4条第3号の規定により採用する警察官（以下「特別捜査官」という。）の採用

選考基準及び選考方法は、別表第１の３のとおりとし、同表の規定による審査の結果、警察官として支障のない者でなければならない。

別表第１の２（第６条関係）

第６条第３項に規定する者の採用選考基準及び選考方法

区 分	内 容		
選 考 基 準	国 籍	日本の国籍を有する者であること。	
	経 歴 等	警視庁の警察官として５年以上の勤務実績を有する者	
	年 齢	選考を行う日の属する年度の３月３１日において６５歳未満である者	
	身 体	別表第１の身体と同じ。	
選 考 方 法	一次 選考	適 性 検 査 (心理検査)	職務執行上必要な適性について検査を行う。
		筆記考査	論文考査を行う。
	二次 選考	適 性 検 査 (心理検査)	職務執行上必要な適性について検査を行う。
		身体検査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行上支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。
		面接考査	面接により、主として人物を評定する。
備 考	合格者は、過去に退職した時点での採用区分と同一の採用区分により、当該時点での階級及び職級以下において採用する。		

別表第６（第１３条関係）

職 級 基 準 （Ⅰ） 任用資格基準表

採用区分 \ 職 級	1	2	3	4	5	6	7	8
	級職	級職	級職	級職	級職	級職	級職	級職
I 類	0	3	1	4	3	3	3	2
II 類	0	4	2	4	3	3	3	2
III 類	0	5	3	4	3	3	3	2
備 考	1 表中の年数は、当該職に任用されるための最低資格年数で、それぞれ下位の職における在職年数を示す。 2 管理職昇任選考合格者については、６級職への資格年数を１年短縮することができる。 3 第６条第３項に規定する者が、上位の職に任用されるために必要な在職年数は、当該採用時からの在職年数とする。							